

第 6 7 回国有財産九州地方審議会の開催結果について

平成 2 6 年 1 1 月 4 日 (火)、福岡第一合同庁舎本館において、第 6 7 回国有財産九州地方審議会が開催されました。

審議の結果、下記のとおり諮問事項については、諮問のとおり処理することを適当と認めるとの答申がありました。

記

諮 問 事 項

1. 福岡市早良区に所在する財政投融资特別会計所属普通財産を、福岡市の事業認可が得られた場合に、社会福祉法人に対し特別養護老人ホーム用地として売払うることについて

(1) 所在地及び数量

所 在 地：福岡市早良区昭代 2 丁目 2 2 7 番

区分・数量：土 地 3,402.17 m² 立木竹 40 本

建 物 建 578.80 m² / 延 2,136.55 m² 工作物 一式

(2) 概 要

社会福祉法人から特別養護老人ホーム用地として利用するため、国有地の取得要望があり、当審議会へ諮問した結果、当法人に対し売払うことを適当と認めるとの答申がありました。

2. 長崎市に所在する一般会計所属普通財産等を、長崎県に対し公共事業代替地として、また、長崎市に対して市道用地として、売払うることについて

(1) 所在地及び数量

所 在 地：長崎市滑石 3 丁目 3 8 5 番 5 ほか 3 筆

区分・数量：土 地 5,455.53 m²

建 物 建 168.95 m² / 延 602.81 m² 工作物 一式

(2) 概 要

長崎県から公共事業代替地として利用するため、また、長崎市から市道用地として利用するため、国有地の取得要望があり、当審議会へ諮問した結果、当県及び当市に対し売払うことを適当と認めるとの答申がありました。

【問合わせ先】

九州財務局管財部管財総括第一課

電話 (代表) 096-353-6351

(夜間直通) 096-206-9714

担当者 宮園 (内線 3111)

芝 (内線 3112)